

# 資料

「市場行政におけるエンフォースメントについて」

## 市場行政におけるエンフォースメントについて ～実務を担当する者の視点から～

### 1. 規制緩和等の進展

98年以降の金融ビッグバンによる業者関連規制の緩和等を受け、市場仲介者の新規参入の増加、金融商品・取引の多様化・複雑化・グローバル化、及び金融資産の蓄積等を背景とした個人による市場取引への参加が相当程度進行。

### 2. 市場における多様な問題の発生

他方、市場において、こうした変化を背景とする多様な問題も発生。

- 市場仲介者の新規参入の増加・競争の激化 ⇒ 証券会社の適合性の問題、引受審査（特にIPO時）の不備 等
- 市場（取引所）間競争の激化 ⇒ 新興市場上場企業の信認低下、実績のかさ上げ 等
- 取引の多様化・複雑化 ⇒ REITの利益相反、MSCB発行、仕組商品に係る説明不足 等
- 取引のグローバル化 ⇒ クロスボーダーの不公正取引 等
- 個人による市場取引への参加 ⇒ 外為証拠金取引に係る説明不足、詐欺・詐欺まがいの取引の増加 等

その他にも、

- 取引一任勘定取引、損失補てん等
- インサイダー取引等の不公正取引
- 有価証券報告書等の虚偽記載 等

⇒ 自由で透明性の高い「魅力ある市場」の構築には、規制緩和のみでなく、むしろ規制緩和に的確に対応するような市場運営ルールの整備とそのエンフォースメント（監督・検査・監視を含む広義の法令適用機能）が不可欠。

### 3. 金融商品取引法の本格施行

本年夏以降の金商法の本格施行により、規制対象領域等が拡大。

- 従来からの証券会社、登録金融機関、投信委託会社、投資顧問業者、金融先物業者、取引所等の自主規制機関等に加え、新たに集団投資スキームに関連する投資ファンド等の追加  
→ 検査対象業者の増加
- 金商法第 51 条により新たに、法令違反でなくても、公益又は投資者保護のために必要な場合には、行政処分を行うこととなる  
→ 法令違反のみならず内部管理態勢のチェックにもより重点を置いた検査が必要
- 上場会社が増加する中、四半期報告制度の法定化や財務報告に係る内部統制の強化  
→ これらに関する検査等の導入

### 4. エンフォースメント（広義）の強化の在り方

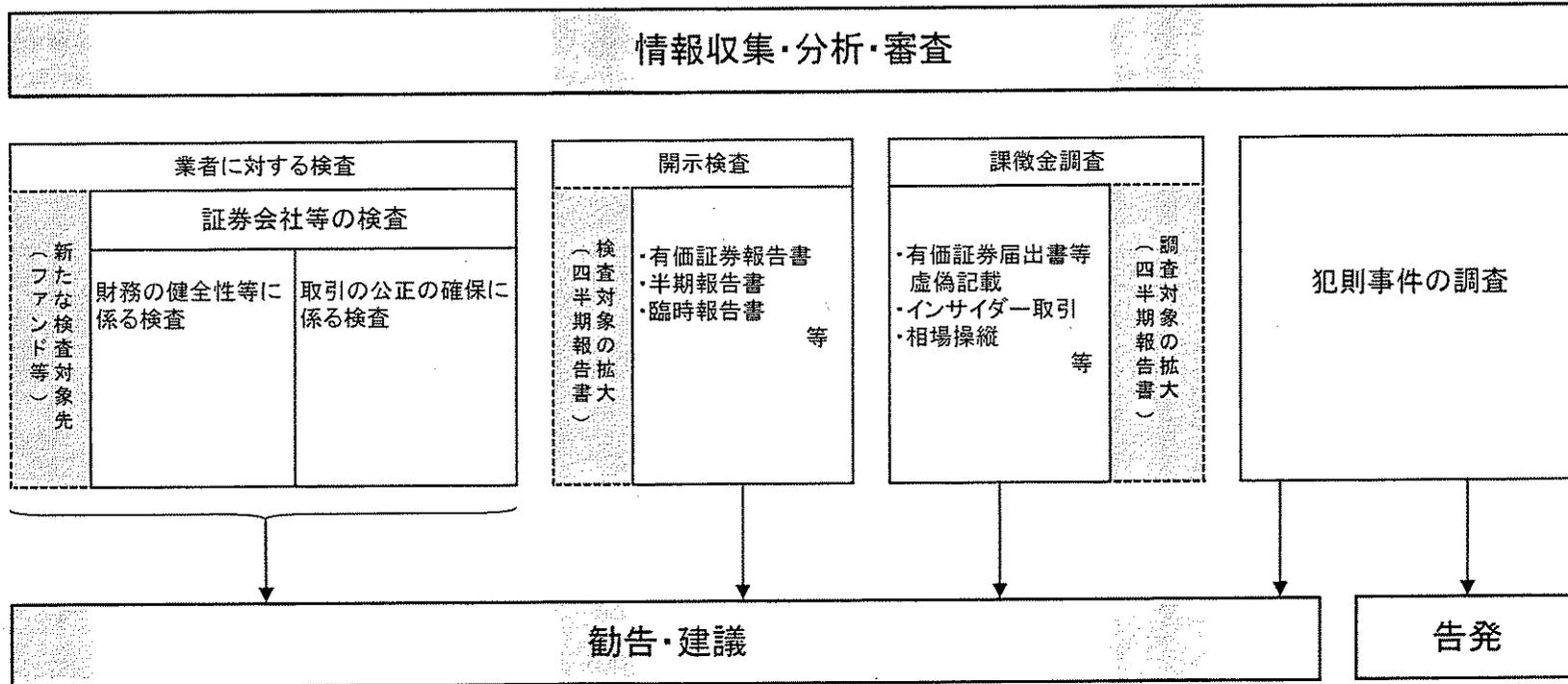
(1) これまでに一定の市場監視機能・体制強化が進展。

- 証券取引等監視委員会の発足（平成 4 年）及びその後の機能・体制の強化
- 自主規制機関の機能・体制の強化
- 課徴金制度の導入（平成 17 年） 等

(2) 実効性あるエンフォースメントのためには、更なる取組みが必要。

- 課徴金制度（・運用）の見直し（「概ね 2 年後」の見直し規定）  
例えば、以下のような事項が考えられるか
  - ▶ 市場監視のための中心的ツールとしての課徴金制度の適用範囲拡大
  - ▶ 課徴金額の考え方の転換（不当利益の剥奪→制裁）
  - ▶ その他課徴金調査の機動性向上に向けた制度的措置
- 証券取引等監視委員会の機能・体制の更なる強化
  - ▶ 市場の変化に対応した監視機能の強化
  - ▶ 金商法に即応した新たな検査マニュアル等の策定
  - ▶ 増員・専門的人材の採用
- 自主規制機関の機能・体制の更なる強化
  - ▶ 当局との役割分担（特に監査・検査機能）
  - ▶ 自主規制機関相互の連携・役割分担
- 市場参加者による市場ルール等の再認識
  - ▶ 市場参加者（発行体・市場仲介業者・投資者）によるルールの認識・遵守
  - ▶ 個々の市場参加者による誠実心（integrity）の発揮による自己規律

# 証券取引等監視委員会の機能強化



(注) 網掛け部分は今年の夏に本格施行を予定している金融商品取引法によって追加される機能。

証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
10 年 度	98人	126人	224人
11 年 度	106人	132人	238人
12 年 度	112人	138人	250人
13 年 度	122人	143人	265人
14 年 度	182人	182人	364人
15 年 度	217人	199人	416人
16 年 度	237人	204人	441人
17 年 度	307人	245人	552人
18 年 度	318人	246人	564人
19 年 度 ( 予 算 案 )	341人	274人	615人

(注) 19年度財務局定員については、今後、定員削減が行われる可能性あり

## ○証券取引所の上場会社数

	東京	大阪	名古屋	福岡	札幌	JASDAQ	合計
平成8年 (1996年)	1,833	1,256(279)	577(117)	269(35)	194(17)	762(762)	<b>3,043</b>
平成18年 (2006年)	2,416	1,073(374)	391(112)	146(41)	85(19)	971(970)	<b>3,932</b>

(注1)カッコ書きは単独上場会社数。

(注2)合計は東証+各取引所の単独上場会社数。

5

## ○証券会社数等

	証券会社		登録金融機関	証券仲介業者	投資信託委託業者	投資顧問業者		金融先物取引業者	
	計	国内				外国	うち 投資一任業者		
平成8年 (1996年)	285	231	54	1,536*	—	39	559	146	191
平成18年 (2006年)	309	276	33	1,185	544	120	947(879)	144(106)	185(122)

(注1)カッコ書きは投資顧問業、投資一任業及び金融先物取引業を専業としている者の数。

(注2)平成8年における投資顧問業、投資一任業及び金融先物取引業を専業としている者の数は不明。

(注3)登録金融機関については、平成10年12月に施行された改正証券取引法により、認可制から登録制へ変更。なお、※については、平成12年の数値を使用。

(注4)証券仲介業については、平成16年4月に施行された改正証券取引法により、制度が導入された。

(注5)金融先物取引業者については、平成17年7月に施行された改正金融先物取引法により、許可制から登録制へ変更。